

少年に対する刑の執行場面における特則

1 仮釈放に関する特則

	成人（原則）	少年の場合の特則
無期刑 （懲役・禁錮）	10年経過した後可能	・ 7年経過後可能 ・ ただし，犯行時18歳未満の者について，死刑を減軽し無期刑を言い渡した場合には，特則の適用なし
有期刑 （懲役・禁錮）	刑期の3分の1経過後可能	・ 無期刑を緩和し10年以上15年以下の範囲で定期刑を言い渡した場合は，3年経過後可能 ・ 不定期刑については，短期刑の3分の1経過後可能

2 刑の執行終了に関する特則

- ・ 仮釈放中一定期間の経過による刑の執行終了（少年の時に刑の言い渡しを受けた者に関するもの。必要的）
 - ① 無期刑・・・仮釈放後，その処分が取り消されることなく10年経過した場合
 - ② 不定期刑又は無期刑の緩和刑としての有期刑
 - ・・・仮釈放後，その処分が取り消されることなく，仮釈放前に服役した期間又は不定期刑の長期若しくは定期刑における言渡し刑期が経過した場合
- ・ 地方更生保護委員会の決定による刑の執行終了（任意的）
 - ① 不定期刑に処され，仮釈放中の者について，仮釈放前又は仮釈放中に短期が経過した場合
 - ② 不定期刑により受刑中の者について，短期が経過した場合

仮釈放中一定期間の経過による刑の執行終了の具体例

【要件】

- ① 仮釈放前の服役期間
 - 又は
 - ② 不定期刑の長期若しくは定期刑の言渡し刑期
- いづれか短い方の期間の
期間が経過したこと

1 懲役12年の定期刑

・ 5年間服役後仮釈放になった場合

- ① 仮釈放前の服役期間：5年間→仮釈放後5年
 - ② 定期刑の言渡し刑期：12年→仮釈放後7年
- 仮釈放後5年で刑執行終了

・ 8年間服役後仮釈放となった場合

- ① 仮釈放前の服役期間：8年間→仮釈放後8年
 - ② 定期刑の言渡し刑期：12年→仮釈放後4年
- 仮釈放後4年で刑執行終了

2 5年以上10年以下の不定期刑

・ 3年間服役後仮釈放になった場合

- ① 仮釈放前の服役期間：3年間→仮釈放後3年
 - ② 不定期刑の長期：10年→仮釈放後7年
- 仮釈放後3年で刑執行終了

・ 6年間服役後仮釈放になった場合

- ① 仮釈放前の服役期間：6年間→仮釈放後6年
 - ② 不定期刑の長期：10年→仮釈放後4年
- 仮釈放後4年で刑執行終了